



平成 31 年 2 月 12 日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆
(コード 7238、東証第一部)
問合せ先 広報・IR 室 鈴木信吾
(電話番号 03-3668-5187)

事業再生 ADR 手続における第 1 回債権者会議の成立・同意に関するお知らせ

当社並びに当社子会社である Akebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.、Akebono Brake Slovakia s.r.o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器（蘇州）有限公司及び A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.（以下、総称して「当社ら」といいます。）は、平成 31 年 1 月 30 日付「事業再生 ADR 手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」に記載のとおり、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生 ADR 手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおります。当社らは、平成 31 年 1 月 29 日、事業再生 ADR 手続の取扱事業者として法務省より認証を受け、経済産業省より認定を受けている事業再生実務家協会との連名で、全てのお取引金融機関様に対して「一時停止の通知書」を送付いたしました。そして、本日、事業再生 ADR 手続の対象債権者となる全てのお取引金融機関様の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議（第 1 回債権者会議）を開催いたしました。

第 1 回債権者会議は無事成立し、全てのお取引金融機関様から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得るとともに、一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することにつきご承認をいただきました。

また、コミットメントライン契約に基づくプレ DIP ファイナンスにより借入れをすることを含めた主要取引金融機関による資金支援を頂くこと及び当該資金支援に係る債権について優先弁済権を付与すること等についても、全てのお取引金融機関様からご了承をいただきました。本日付で前記コミットメントライン契約等の資金支援にかかる契約を締結しております。

今後は、事業再生 ADR 手続の中で、全てのお取引金融機関様と協議を進めながら、公平中立な立場にある事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、後記の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第 3 回債権者会議）にて、全てのお取引金融機関様の同意による成立を目指してまいります。

事業再生 ADR 手続に関するスケジュールは以下のとおりです。ただし、当該スケジュールは、手続の進捗状況等によって変更され、必要に応じて続行期日を設ける可能性があります。

2019 年 4 月 8 日予定 事業再生計画案の協議のための債権者会議（第 2 回債権者会議）
2019 年 6 月 11 日予定 事業再生計画案の決議のための債権者会議（第 3 回債権者会議）

以上